

基準適合認定（表示認定）の申請手数料（建築物省エネ法第 41 条関係）

1 認定申請手数料

(1) 適合証等の提出がある場合

① 一戸建ての住宅：

床面積の合計	金額(円)	
	性能基準等	仕様基準
200 m ² 未満のもの	4,800	4,800
200 m ² 以上のもの	4,800	4,800

② 共同住宅等：別表第 4

(別表第 4)

床面積の合計	金額(円)
300 m ² 未満のもの	9,700
300 m ² 以上 1,000 m ² 未満のもの	17,000
1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満のもの	20,800
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満のもの	46,500
5,000 m ² 以上のもの	83,400

※共用部分を計算しない場合は、共用部分の床面積を除いた床面積の合計

③ 非住宅建築物：別表第 6

(別表第 6)

床面積の合計	金額(円)	
	標準入力法等	モデル建物法
300 m ² 未満のもの	9,700	9,700
300 m ² 以上 2,000 m ² 未満のもの	27,800	27,800
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満のもの	83,400	83,400
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満のもの	132,000	132,000
10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満のもの	166,000	166,000
25,000 m ² 以上のもの	208,000	208,000

④ 複合建築物：別表第 4 + 別表第 6

※ 1 共同住宅等の建築物全体と住戸の同時申請：別表第 4

※ 2 複合建築物の建築物全体と住戸と非住宅部分の同時申請：別表第 4 + 別表第 6

(2) 適合証等の提出がない場合

① 一戸建ての住宅：別表第 3

(別表第 3)

床面積の合計	金額(円)		
	性能基準等		仕様基準
	モデル住宅法	その他	
200 m ² 未満のもの	18,000	35,400	18,000
200 m ² 以上のもの	19,400	39,600	19,400

② 共同住宅等：別表第5

(別表第5)

床面積の合計	金額(円)		
	性能基準等		仕様基準
	フロア入力法	その他	
300 m ² 未満のもの	34,000	71,500	34,000
300 m ² 以上 2,000 m ² 未満のもの	59,000	119,000	59,000
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満のもの	107,000	203,000	107,000
5,000 m ² 以上のもの	161,000	291,000	161,000

※建築物全体の申請で共用部分を計算しない場合は、共用部分の床面積を除いた床面積の合計

③ 非住宅建築物：別表第7

(別表第7)

床面積の合計	金額(円)	
	モデル建物法	標準入力法等
300 m ² 未満のもの	90,300	236,000
300 m ² 以上 2,000 m ² 未満のもの	151,000	382,000
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満のもの	245,000	545,000
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満のもの	320,000	672,000
10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満のもの	385,000	794,000
25,000 m ² 以上のもの	451,000	906,000

④ 複合建築物：別表第5 + 別表第7

3 適合証等

- ・適合証：登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証（建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書類）
- ・建築物省エネ法第12条第6項に規定する適合判定通知書の写し及び検査済証（建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により交付された検査済証。）の写し
- ・性能向上計画認定（建築物省エネ法第35条第1項の規定による認定（法第36条第2項の規定により準用する場合を含む。））の認定通知書の写し及び検査済証（建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により交付された検査済証。）の写し
- ・都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による認定（法第55条第2項の規定により準用する場合を含む。）の認定通知書の写し及び検査済証（建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により交付された検査済証。）の写し
- ・登録住宅性能評価機関が交付する建設住宅性能評価書の写し

（当該申請に係る建築物が日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の5の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級4であり、かつ、同表の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級4又は等級5（当該建築物のうち非居住部分以外の部分が法の施行の際現に存するものにあつては日本住宅性能表示基準別表2-1の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級3、等級4又は等級5）であることを証するものに限ります。）